

(仮称) 栗東市公文書管理条例の制定について

1. 経過

平成 23 年に公文書等の管理に関する法律が施行され、公文書は民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源、かつ国民が主体的に利用し得るものであるという理念のもと、地方自治体においても適切な公文書管理の推進が求められています。

また、昨今では、国において令和 3 年 9 月にデジタル庁が発足され、行政のデジタル化の進展が図られ、令和 4 年 2 月には、行政文書の管理強化のため、公文書管理法施行令及び行政文書の管理に関するガイドラインの改正が行われました。

とりわけ本市においては、令和 4 年 5 月に取りまとめた「企業事業資金貸付金総括（続編）」において、「この問題を検証するにあたり、保存されている書類を確認したところ、完全に保存されていないもの、そもそも不存在であるもの、事務決裁規程通り稟議されていないもの、記載内容に正確性を欠くものなどが見受けられた。（中略）適切な文書管理を徹底することは喫緊の課題であることから、公文書管理条例の制定の検討と併せ、適切な公文書管理に向けて文書取扱規程や事務決裁規程の見直しを行う必要がある。」としています。また、令和 6 年 7 月に取りまとめた「栗東市元職員逮捕事案内部調査委員会調査報告書」において、「本事案のような不祥事発生の抑止として「文書管理条例」の制定（中略）をはじめとした関係条例を整備する。」としています。

これらを踏まえ、文書保存・電子決裁システムの導入のタイミングに合わせて、(仮称) 栗東市公文書管理条例の制定に向けて取り組むものです。

2. 策定のスケジュール

時 期	項 目	内 容
令和 6 年 8 月	議会説明会 情報公開・個人情報保護審査会	策定スケジュール 条例内容の検討
令和 6 年 9 月～11 月	情報公開・個人情報保護審査会	条例内容の検討
令和 6 年 12 月	議会説明会 パブリックコメント	素案 パブリックコメント
令和 7 年 3 月	3 月定例会	議会提案